

函館市中学生海外派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、未来の函館を担う中学生を、広い視野と国際感覚を備えた人材として育成することを目的に、姉妹都市をはじめとする海外諸都市に派遣する函館市中学生海外派遣事業（以下「派遣事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象者)

第2条 派遣の対象者は、市内に居住する中学生（市内の中学校に通学する者に限る。）とする。

(派遣先および派遣期間)

第3条 派遣先は、姉妹都市をはじめとする海外諸都市とする。
2 派遣期間は、往復に要する日数を含め、概ね1週間とする。

(派遣人員)

第4条 派遣の人員は、概ね30名とする。

(派遣する中学生の決定)

第5条 派遣する中学生は教育委員会の推薦により、市長が決定する。
2 教育委員会は、派遣する中学生の推薦に当たっては、各学校長からの推薦により選考するものとする。
3 学校長は、派遣する中学生の推薦に当たっては、公平性および透明性の確保に十分配慮して選考するものとする。

(派遣に要する経費の負担)

第6条 派遣に要する経費のうち、次に掲げるものは、函館市が負担する。
(1) 派遣に要する旅費および現地での滞在に要する経費
(2) 派遣先での交流等の経費

(報告)

第7条 派遣された中学生は、派遣終了後、一定の期間内に報告書を市長に提出するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。